



2022年8月5日

各位

会社名 ブラザー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐々木 一郎
(コード番号:6448 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 CSR&コミュニケーション部長 出原 遠宏
(TEL 052-824-2075)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2022年8月5日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2022年8月31日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 258,000株
(3) 処分価額	1株につき2,519円
(4) 処分総額	649,902,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 BIP 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員(社外取締役、非常勤取締役及び国内非居住者を除きます。)(以下、総称して「取締役等」といいます。)を対象に、当社の中期戦略に掲げる経営目標(財務目標及びサステナビリティ目標)等の達成及び株式価値を含めた中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを付与することを目的として、役員報酬 BIP 信託と称される仕組みを用いた株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議し、2022年6月20日開催の第130回定時株主総会において、本制度の導入に関する議案の承認を受けております。本自己株式処分は、本制度の導入に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 BIP 信託契約(以下、「本信託契約」といいます。)の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬 BIP 信託口)に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規則に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数(2022年3月31日時点における自己株式控除後の数)に対し0.10%(小数点第3位を四捨五入、2022年3月31日現在の総議決権個数2,587,161個に対する割当0.10%)となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規則に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、「役員報酬 BIP 信託」の概要については、2022年5月11日付で公表いたしました「当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【本信託契約の概要】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	2022年8月26日(予定)
信託の期間	2022年8月～2025年8月(予定)
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分にかかる取締役会決議日の前営業日(2022年8月4日)における当社株式の終値である2,519円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は、東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間(2022年7月5日から2022年8月4日まで)の当社株式の終値の平均値である2,442円(円未満切り捨て)に103.15%(プレミアム率3.15%)を乗じた額であり、当該取締役会決議の直前3か月間(2022年5月6日から2022年8月4日まで)の当社株式の終値の平均値である2,385円(円未満切り捨て)に105.62%(プレミアム率5.62%)を乗じた額であり、同直前6か月間(2022年2月7日から2022年8月4日まで)の当社株式の終値の平均値である2,283円(円未満切り捨て)に110.34%(プレミアム率10.34%)を乗じた額であることから、特に有利な金額には該当しないものと考えています。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(5名、うち3名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上